

こうぎんカード取引規定（個人用）

こうぎんカード取引規定

1.（カードの利用）

普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）、貯蓄預金、および決済用預金について発行したこうぎんカード（以下これを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

(1) 当行の現金自動預払機（以下「自動機」といいます。）を利用する場合

利用自動機	預入れ	払戻し	振込
当行ATM	○	○	○

(2) 当行が「自動機の相互利用による現金預入支払業務」を提携した金融機関等（以下「提携先」といいます。）の自動機を使用して預金を払戻す場合

(3) 当行の自動機を使用して振込資金を預金口座から振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

(4) その他当行が定めた取引を行う場合

2.（自動機による預金の預入れ）

(1) 自動機を使用して預金に預入れをする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードまたは通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) 自動機による預入れ可能な紙幣は、当行または提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れ紙幣の枚数は、当行または提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

3.（自動機による預金の払戻し）

(1) 自動機を使用して預金を払戻すときは、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカード、またはカードと通帳を挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。

(2) 自動機による払戻し金額の単位は、自動機の機種により当行または払戻し提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻し限度額は、当行または払戻し提携先所定の金額の範囲内とします。また、1日あたりの払戻し等利用限度額（通常設定額：100万円）、および1ヵ月の払戻し累計額の限度額（お客様の希望による任意設定）は、当行所定の申込み手続きにより当行所定の利用限度額の範囲内（ATM操作による限度額減額設定、窓口への申し出による限度額の増減）で変更できます。

(3) 当行または提携先の自動機により払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（総合口座取引の普通預金については当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、その払戻しはできません。

4.（自動機による振込）

(1) 自動機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、自動機の画面表示等の操作手順に従って、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号、振込金額その他所定の事項を正確に入力してください。

(2) 振込依頼の内容を確認の上操作された後は、自動機による振込の訂正・組戻しはできません。訂正・組戻しが必要な場合には、窓口営業時間内に取扱店の窓口にご相談ください。

(3) 自動機による振込は1円単位とし、1回あたりの振込金額および1日あたりの振込等利用合計額は、当行所定の金額の範囲内（通常設定額：100万円）、かつ1回の振込限度額は500万円以内とします。

(4) 窓口営業時間終了後および銀行休業日の当行所定の時間外に自動機を使用した振込の依頼があったときは、その振込の手続きは、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同等に取扱います。ただし、当行所定の時間内であっても、振込先の金融機関の状況等により、翌営業日の窓口営業時間内に振込の依頼があったものと同等に取扱うこともあります。

(5) 振込金額と第5条自動機利用手数料等金額および振込手数料金額の合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その振込はできません。

(6) 自動機の操作を完了し、記載内容を再確認し取引内容または残高に疑義のあるときは、直ちに取扱店の窓口に申し出てください。

(7) 自動機による振込依頼をした後に、通信機器、回線またはコンピューター等の障害その他のやむを得ない事由により振込金の入金不能または入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

5.（自動機利用手数料等）

(1) 自動機を使用して預金の払戻しをする場合には、当行および提携先所定の自動機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 提携先の自動機を使用して預金に預入れする場合には、自動機利用手数料をいただきます。

(3) 自動機利用手数料は、預金の預入れ・払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、提携先の自動機利用手数料は、当行から提携先に支払います。

(4) 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。

6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)

- (1) 代理人(本人の申し出により、本人と生計を共にする親族1名)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

7. (自動機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行本支店の窓口で通帳またはカードにより預金に預入れをすることができます。(注1)
 - (2) 停電、故障等により当行の自動機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当行所定の自動機故障時等の取扱い金額を限度として当行本支店の窓口でカードにより預金を払戻すことができます。(注1)
 - (3) 前項による払戻しをする場合には、当行所定の払戻請求書に氏名(署名)、金額、および連絡先電話番号を記入のうえ、カードとともに提出してください。
- (注1) 提携先の窓口ではこの取扱いはできません。

8. (カードによる預入れ・払戻し・振込金額等の通帳記入)

カードにより預入れ・払戻した金額(振込資金として払戻した金額を含みます。以下同じです。)、自動機利用手数料等金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当行の自動機で使用された場合、または当行本支店の窓口に提出された場合に行います。

9. (カード・暗証番号の管理等)

- (1) 当行は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当行所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

10. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻し等については、本人の故意による場合または当該払戻し等について当行が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当行が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人はカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、捜査機関への通知状況等について、当行の調査に協力するものとします。

11. (盗難カードによる払戻し等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害(手数料や利息を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
 - ② 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび本人に過失(重過失を除きます。)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(1)、(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払出しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。
 - ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - イ. 当該払戻しが本人の重大な過失により行われた場合
 - ロ. 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の家族その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など)によって行われた場合
 - ハ. 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② カードの盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合

12. (カードの盗難・紛失、届出事項の変更等)

カードを盗難・紛失された場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行に届出てください。

13. (カードの再発行等)

- (1) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) カードを再発行する次の各号に該当する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。
 - ① 暗証番号を失念・暗証番号相違で使用できなくなった場合
 - ② 暗証番号を失念・暗証番号相違、紛失でカードを廃止し、その後再度カードを発行する場合
 - ③ カードを紛失した場合
 - ④ カードが偽造・盗難にあったが、警察に届出をしていない場合
 - ⑤ カード種類の変更 (総合口座・普通預金カード ⇄ よさこい一体型カード)

14. (自動機への誤入力等)

当行の自動機の使用に際し、金額、口座番号等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。なお、提携先の自動機を使用した場合の当行および提携先の責任についても同様とします。

15. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当行本支店窓口に戻却してください。なお、当行普通預金取引規定、決済用預金取引規定または貯蓄預金取引規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。(注1)
- (2) カードの改ざん、不正使用など当行がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当行からの請求がありしだい直ちにカードを当行本支店窓口に戻却してください。(注1)
- (3) 次の各号に該当した場合には、当行はこの預金取引およびカードの利用を停止することが出来ます。また、この預金者に通知することにより、この預金口座を解約し、カードの利用を廃止することができます。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないこと、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者がこの規定の第16条(譲渡・質入れ等の禁止)に定める規定に違反した場合
 - ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金口座に関し、最終の取引日から当行が別途表示する一定の期間が経過した場合
 - ⑤ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当行が判断した場合
 - ⑥ 法令に基づく場合、この預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができる。(注1) 口座開設店以外での返却には犯罪収益移転防止法に定められた確認書類が必要です。

16. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当行普通預金取引規定、決済用預金取引規定、総合口座取引規定、貯蓄預金取引規定、デビットカード取引規定、こうぎん振込規定等、各種関連規定により取扱います。

18. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

《こうぎん I C キャッシュカード特約》

1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、I C キャッシュカードを利用するにあたり適用される事項を定めるものです。なお I C キャッシュカードとは、従来のこうぎんカードの機能に加え、全国銀行協会標準仕様の I C キャッシュカードとしての機能、その他当行所定の取引にかかる機能(以下、かかる機能を総称して「I C チップ提供機能」といいます。)の利用を可能とするカードのことをいいます。
- (2) この特約は、こうぎんカード取引規定の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては同規定が適用されるものとします。
- (3) この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかはこの規定の定義に従います。

2. (I C チップ提供機能の利用範囲)

I C チップ提供機能は、この機能の利用が可能な当行所定の自動機(以下「I C キャッシュカード対応 A T M」といいます。)を利用する場合に、提供されます。

なお、こうぎんＩＣキャッシュカードを、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭ以外の自動機その他の端末で利用する場合には、
こうぎんカードとしての利用となります。

３．（ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭの故障時の取扱い）

ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭの故障時には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。

４．（ＩＣチップ読取不能時の取扱い等）

- （１） ＩＣチップの故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭにおいてＩＣチップを読み取ることができなくなった場合には、ＩＣチップ提供機能の利用はできません。この場合、当行所定の手続きに従って、速やかに当行にＩＣキャッシュカードかこうぎんカードの再発行を申し出てください。
- （２） ＩＣチップ等の故障等によって、ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭにおいてＩＣチップを読み取ることができなくなったことにより損害が生じても、当行は責任を負いません。

以 上